



| | |
|------------|---|
| Title | 沖縄の航空権益（日米航空交渉関連）（3）（46・5・31 吉野スナイダー会談（記録） 外務省外交史料館レファ レンス番号：H221733） |
| Author(s) | - |
| Citation | 平成22年度外交記録公開(3)No.3 公開日：平成22年12月 22日 外務省外交史料館管理番号：B'5.1.0.J/U24 CD・ DVD番号：H22-011 |
| Issue Date | |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43486 |
| Rights | 外務省外交史料館所蔵資料 |

46
5
21
音研、スチーカー
会談(記録)

音研
会談

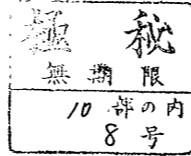
①

②

③

④

航空
事項



沖縄返還問題
(吉野局長・スナイダー公使会談)

昭和46.5.31
アメリカ局北米第一課

5月31日行なわれた本件会談の概要次のとおり。(当方：井川条約局長、橋本局参事官、中島条約課長、以下米北ノ、米保、条約事務官、先方：シュミッツ法務官、パーカー書記官同席)

1. バックナー記念碑問題

- (1) 会談に先立つて米側より提示のあつた別添愛知外務大臣の発言案ノバラの suitable arrangements に関連し、当方より、かかる arrangements の内容として南方同胞援護会をして土地の買取り、維持、管理等必要な措置を行なわしめることを考慮中なる旨説明。
- (2) 当方より、X条との関連で、記念碑の所有権の所在につき確認したのに対し、スナイダー公使は、土地は勿論、記念碑自体も米國の property ではないと了解していただいて差支えなく、従つてX条との関連を考慮する要はない旨述べた。

2. P-3 問題

当方より、P-3とVOAとをパッケージにするとのわが方案に対する米側の感觸いかんと質したのに対し、スナイダー公使は、本國より未だなんらの回答に接しおらず、いつ回答があるか予断もしえないが、本件については、本日すで行なわれたと承知している柏木・ジュリックの話し合いの結果いかんであり、場合によつてはバリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談まで持ち越しということもありうる旨述べたので、当方より、愛知大臣出発前に promising indication を乞ふ旨強く述べたところ、先方は努力方約した。

3. 極東放送問題

先方より、米側は2周波割当を強く望むものであり、(A)ノ周波数で2カ國語による放送、(B)2周波数を認める場合、うちノ波は暫定期間5年以内に限り認められる、との日本側提示のオスターナティブに対する極東放送側の反応は

unhappy ということであり、(B)は acceptable であるが、(C)は全く unacceptable であるとの感觸だつた旨披露、なお、NHKはいずれOHKの使用周波数を引継ぐことになるのであるから、その分ノ波を極東放送に割当てられないかと提案。当方より、OHKは現在TVのみなので、NHKは新たに2波を必要とするものであり、軍の2波、特に5月中旬開始のノ波の問題もあるので、これをやめれば兎も角として、郵政省の態度も固く、本件は困難な問題なる旨指摘。

4. 航空問題

(1) 先方は、5年の暫定期間終了時に協議するとのわが方案に難色を示し、米側は沖縄の路線権は無期限なものと考えるところ、日本側は5年の暫定期間終了と同時に米側の路線権を terminate させる意向にあらざるやと述べたので、当方より、現在米側企業は那覇に就航していることは事実であり、また日本側は5年後に terminate するとはいつてからぬ旨応答。

(2) 先方は、暫定期間終了時の協議は路線権に関するものではなく、単に沖縄の路線の利益が協定期間中に charge されるべきか否かに関するものであると了解してよいかと述べ、附帯の注(案)として、暫定期間終了時に "if U.S. chooses to retain the rights, then discuss charges."

との趣旨を明らかにしてはいかぬと述べた。

これに対し当方より、現行協定で認められる以上の権利は認められず、提案済の案文以上の譲歩は困難なる旨コメントし、先方はいずれにしても今夜にももう一度トレザイスと話してみる旨述べ、結局結論をえなかつた。

(注：この点6月/日にもランデ参事官と米側の考えをさらに打聴することとしたい。)

5. 資産引継ぎ問題

当方より、X条付属のリスト記載されるべき property を至急に identify したい旨述べたところ、シュミッツは、同6月/日にはリスト・アップして提示しうる旨回答。

6 防衛交渉関係

(1) 先方より、防衛問題に関する合意案には協定署名時に防衛交渉当事者間でイニシアルすることと結構だが、その際これを公表することとしたい旨述べ、当方より、本件合意案は實質的に固るのはイニシアルによるが、正式には安保協議委で採択される時であり、イニシアルの段階で公表した前例はない、本件はできるだけconfidentiallyに取り進めることとし、安保協議委終了後合意案のgistを公表することがしかるべき旨応答。

(2) これに対し先方は、対議会の考慮もあり、協定署名時にgistなりとも公表できないか（当方より、協定署名が6月中旬になつたので、7月早々安保協議委を開催すればその間僅か2週間なる旨指摘したのに対し、スナイダーは、自分の経験上米側においては上記に^はtoo lateなる旨反論。）、あるいはイニシアル済みの合意案を7月初めの安保協議委の席上採択されるべきものなることを明示の上公

表しえないかと述べたが、当方より、上記が困難なる所以を示し、本件については引き続き協議すべきこととなつた。

7 復帰目標日

スナイダーより、米側としてたとえば4月/日といわれても、復帰目標日などを今考えている者は誰もいない。今後なにが起るか分らない（cannot foresee all circumstances）ので（米側の立場からいえば、7月/日というのがlogicalであり、特に軍関係筋には日本側でも復帰を72年7月/日と想定しているものが多い。）、現時点で上記を確定することは困難と思ひ旨述べた。

8 外交問題に関する大臣書簡案

当方より、大臣出発前の6月5日までに本書簡の署名を了したいところであつたが、この際は協定署名時でも構わないではないかという^の■が大臣の考えであるところ、米側の感觸いかんと述べたに対し、先方は、本書簡案について

は本国のクリアランスをうる必要もあるので、
上記にて差支えない旨述べた。



May 28, 1971

Proposed statement for the record
by Foreign Minister Aichi
concerning memorials

The GOJ appreciates the emotional significance of the Buckner Memorial to The United States. Although the memorial will no longer be maintained by U.S. Forces after reversion, the GOJ intends to make suitable arrangements for its preservation and maintenance after reversion.

I understand that the American Legion Okinawa Post is caring for the Ernie Pyle Memorial. You can be assured that the GOJ will facilitate the American legion post's continuation of its arrangements.

The GOJ shares with the U.S. recognition the deep historical significance of The Naha International Cemetery in terms of U.S.-Japan relations. As you know, Naha International Cemetery has been in existence for over 100 years and the GOJ wishes to see it preserved in its traditional sense.